

事務連絡
令和4年10月31日

各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局
各都道府県認定こども園担当部局
各都道府県私立学校主管部（局）
各都道府県民生主管部（局）
各都道府県教育委員会
各指定都市・中核市子ども・子育て支援新制度担当部局 御中
各指定都市・中核市認定こども園担当部局
各指定都市・中核市民生主管部（局）
各都道府県・市区町村保育主管部局
各都道府県・市区町村認可外保育施設主管部局
附属幼稚園を置く各国立大学法人担当課

内閣府子ども・子育て本部参事官付
（子ども・子育て支援担当）
内閣府子ども・子育て本部参事官付
（認定こども園担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課

令和4年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間の実施について

日頃から子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、標題について、別添「令和4年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間の実施について」（令和4年10月21日付 子発1021第3号・医政発1021第5号 厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省医政局長通知）のとおり、各都道府県知事、保健所設置市市長及び特別区区長宛に周知が図られました。

については、貴部局におかれても、関係行政機関、関係団体等が連携し効果的な推進が図られるよう、管内の市区町村、関係機関及び各施設・事業者への周知について格段の御配慮をお願いいたします。

SIDSは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因の分からない病気で、窒息などの事故とは異なるものですが、SIDSの発症リスク低減及び睡眠中の窒息の予防に共通するポイントとしては、

- ・ 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、子ども

もの顔が横を向いているだけでは不十分であり、顔が見える仰向けに寝かせ、何よりも、一人にしないこと

が重要です。このことについては、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）でも示しており、かねてから注意喚起をしていますが、睡眠中の重大事故が毎年報告されている状況です。

また、自治体における死亡事故の検証報告等からは、一部の施設において、子どもの安全を最優先とする意識の徹底が不十分であったり、ガイドラインが必ずしも現場まで行き渡っていない、或いは行き渡っていても各職員が内容を十分に認識していないと考えられる状況が依然として見受けられますので、このことも踏まえ、周知徹底いただくようお願いいたします。

(参考)

- ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン ～施設・事業者向け～

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html#guidelines>

【本件担当】

- 教育・保育施設等における重大事故の報告に関すること
内閣府子ども・子育て本部（子ども・子育て支援担当）付
TEL：03 - 6257 - 1467（直通）
- 認定こども園に関すること
内閣府子ども・子育て本部（認定こども園担当）付
TEL：03 - 5253 - 2111（内線 38442）
- 幼稚園に関すること
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
TEL：03 - 6734 - 3136（直通）
- 認可外保育施設に関すること
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
TEL：03 - 5253 - 1111（内線 4838）
- 保育所、地域型保育事業所に関すること
厚生労働省子ども家庭局保育課
TEL：03 - 5253 - 1111（内線 4853）
- 別添通知の内容に関すること
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
TEL：03-5253-1111（内線 4975・4973）